

写  
広島県和服裁縫業最低工賃の改正決定に係る  
広島地方労働審議会の意見に関する公示

広島労働局一般公示第4号

令和7年6月18日広島地方労働審議会から広島県和服裁縫業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法(昭和45年法律第60号)第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和7年7月3日までに、広島労働局長(広島市中区上八丁堀6番30号)あて別紙様式により異議申出されたい。

令和7年6月18日

広島労働局長 小沼 宏治

記

広島県和服裁縫業最低工賃の改正決定に係る広島地方労働審議会の意見要旨

- 1 最低工賃を適用する家内労働者  
広島県の区域内で和服裁縫業に係る業務(手縫いによる業務に限る。)に従事する家内労働者
- 2 最低工賃を適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
(1) 次の表の左欄に掲げる品目に応じ、1枚(名古屋帯にあつては1本)につき、右欄に掲げる金額  
(2) 最低工賃額が適用される業務は、次のとおりである。  
生地: 絹(表生地が絹90%以上)  
工程: 裁ち合わせ、地直し、縫製及び押しの全ての工程

品 目	金 額
振りそで	25, 000円
留めそで	28, 000円
羽織	12, 000円
訪問着	23, 000円
付け下げ	16, 000円
長着	14, 000円
長じゅばん	9, 000円
喪服	17, 000円
道行コート・道中着	16, 500円
名古屋帯	4, 300円
袋帯	4, 200円

- 4 効力発生の日  
法定どおり

異 議 申 出 書

令和7年6月18日貴殿が公示した広島県和服裁縫業最低工賃に係る地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和7年 月 日

申出者

住 所

氏 名

広島労働局長 小沼 宏治 殿